大阪府立支援学校看護師希望者登録について（案内）

大阪府教育庁　教育振興室　支援教育課

大阪府立支援学校において、医療的ケアの必要な幼児児童生徒が安全安心に学校生活を過ごすため、医療的ケアを実施する学校看護師〔技術職員（看護師）及び特別非常勤講師（看護師）〕として勤務を希望する人の登録を受け付けます。

なお､学校看護師は必要が生じた場合に限って任用します。登録された人がすべて任用されるものではありません。

【技術職員（看護師・臨時的任用職員）】

　登録できる人

１　看護師免許（国家資格）を有し、病院等での実務経験が１年以上ある人

２　地方公務員法第16条に該当しない人

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容 | 医療的ケア全般に関する業務、教員へのアドバイスや特別非常勤講師（看護師）との連絡調整等 |
| 任用形態 | 期間の定めあり医療的ケアの必要な幼児児童生徒の状況に応じて臨時的任用を行います。任用期間内は毎日勤務していただきます。（原則、週休日・休日を除きます。） |
| 条件付採用期間 | なし |
| 勤務地 | 医療的ケアの必要な幼児児童生徒が在籍する大阪府立支援学校 |
| 給　与　等 | ・基本給与（給料＋地域手当）＊参考：大卒、１年間臨床での勤務経験あり23歳　医療職給料表（三）1級29号給　給料月額　260,900円程度＊経歴その他に応じて一定の基準により加算（ただし加算の対象となるのは55歳までとなります。）＊金額は令和７年４月１日現在です。（今後変更される場合があります。）・昇給　なし＊任用の都度、給料月額が決定されます（一会計年度内において更新する場合を除く。）・諸手当　扶養手当・住居手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当・時間外勤務手当等の諸手当をそれぞれの条件に応じて支給。＊扶養、住居手当は、月の初日に要件を満たしている場合に限りその月の手当を支給。ただし、任用期間満了日が月の初日の場合は、その月にかかる手当は支給されません。＊通勤手当については任用期間に応じて支給されます。＊扶養、住居、通勤手当は届出をしないと支給されませんので事実が生じた場合は、ただちに届出を行ってください。（任用期間が引き続かない場合は、改めての届出が必要です。）＊期末手当、勤勉手当は基準日（６月１日、12月１日）に在職する職員及び基準日前１月以内に退職した場合に在職期間に応じた額が支給されます。・退職手当　　引き続き６月以上の期間を勤務した場合は、一般の退職手当が支給されます。　　前の任用から１日の空白もなく新たな任用が引き続く場合は在職期間として通算し、最後の退職の際に支給します。 |
| 支払方法 | ・基本給与・諸手当月の１日から末日までの期間について、17日（その日が土曜日に当たるときは16日、日曜日又休日に当たるときは18日（その日が休日に当たるときは15日））に、その月の月額が支給されます。・退職手当　一般の退職手当の支払いは原則として、退職日から１月以内に支給されます。 |
| 勤務時間休暇等 | ・勤務時間　週あたり38時間45分　　（月～金/勤務日、土・日/週休日、祝日・12/29～１/3/休日）　８時30分から17時00分（休憩時間45分：11時00分から14時00分までの間に置く）　＊基本的な勤務時間の割り振りであり、学校により異なる場合があります。・時間外勤務あり　・休暇　年次有給休暇は１年間につき20日付与＊４月１日から３月31日まで発令された場合は、20日　計算式（任用期間の日数÷365※）×20日（小数点以下は切り捨て）　※2/29を含む場合は366日　特別休暇は,正規職員と同様に制度化されています。（例）結婚休暇、服喪休暇、子の看護休暇等 |
| 社会保険等 | * 雇用保険

　任用期間が31日以上６月未満の方のうち、退職手当の支給を受けることが期待できない方は適用となります。　なお、「職員の退職手当に関する条例」に定める「失業者の退職手当（※雇用保険の失業給付に相当する「職員の退職手当に関する条例」上の制度）」については、引き続く勤続期間が12月以上（65歳以上で退職する者は６月以上）で一定の要件を満たす場合に対象になります。 |
| * 健康保険及び年金制度

【健康保険】　公立学校共済組合　任用の日から、公立学校共済組合の組合員となります。公立学校共済組合では、公立学校の教職員及びその被扶養者を対象に、短期給付（病気、ケガ等への医療給付等）や短期給付（病気、ケガ等への医療給付等）のほか、人間ドックなどの保健事業等を行っています。　　 \*公立学校共済組合大阪支部のHP（<https://www.kouritu.or.jp/osaka/>）【年金制度】　一般厚生年金（日本年金機構）に加入〔年金受給の注意事項〕　老齢厚生年金については、給与に応じて一部又は全部が支給停止となります。年金一元化前の「退職共済年金」の受給者は、厚生年金部分が給与に応じて一部又は全部が支給停止となります。* 児童手当

　市町村での支給となります。既に市町村から支給されている人が任用された場合は引続き市町村での支給となりますので、手続きは不要です。　　詳細は大阪府教育庁学校総務サービス課にお問い合わせください。　　（代表）０６－６９４１－０３５１ 内線 ３４１７ |
| * 介護保険

40歳以上65歳未満の方は､介護保険第2号被保険者となりますので､介護掛金の徴収があります。 |
| * 災害補償

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによります。 |
| 服務 | 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業への従事等の制限等）が適用されます。 |
| 任命権者 | 大阪府教育委員会 |

＊なお、具体的な勤務条件については、任用時の勤務条件明示書により確認してください。

＊標記の勤務条件等は令和７年４月1日現在の内容です。今後変更される場合があります。

その詳細については地方自治法及び地方公務員法並びに職員の給与に関する条例、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例、職員の退職手当に関する条例、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、職員の分限に関する条例等の関係法令により定められていますので、大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課に確認してください。

【特別非常勤講師（看護師・会計年度任用職員）】

　登録できる人

１　看護師免許（国家資格）を有し、病院等での実務経験が１年以上ある人

２　地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない人

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容 | 医療的ケア全般に関する業務、教員へのアドバイス等 |
| 任用形態 | 期間の定めあり医療的ケアの必要な幼児児童生徒の状況に応じて勤務していただきます。 |
| 条件付採用期間 | 条件付採用期間あり（１月） |
| 勤務地 | 医療的ケアの必要な幼児児童生徒が在籍する大阪府立支援学校 |
| 報　酬　等 | ・報酬額及び交通費を支給・報酬額：勤務１時間につき　1,985円とします。・交通費：通勤の事実の確認及び交通費の決定は届出に基づき行います。・昇給、退職手当：なし・期末手当・勤勉手当：あり（ただし、任用期間が６月以上かつ勤務時間が週あたり15時間30分以上の者（＊）に限る。）＊「勤務時間が週あたり15時間30分以上の者」とは次のいずれかの者のことをいう。①任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者②任用期間において月ごとに平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上である月が６月以上の者 |
| 支払方法 | 月の１日からその月の末日までの間における勤務時間数の実績により計算した額が、翌月の１０日（その日が週休日・休日に当たるときはその直前の銀行営業日）に支給されます。 |
| 勤務時間休暇等 | ・勤務時間：原則授業時間（９時から16時）の間で決定・時間外勤務：なし・休憩時間：６時間を超える場合においては45分の休憩あり・休暇：６月を超えて勤務する者に対し、一定の基準により年次休暇を付与

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １週間あたりの勤務日数 | ５日 | ４日 | ３日 | ２日 | １日 |
| 年次有給休暇日数 | 10日 | ７日 | ５日 | ３日 | １日 |

・特別休暇（有給・無給）：あり |
| 保険等 | 【社会保険（健康保険、厚生年金保険】　原則、適用はありませんので、ご自身で国民健康保険等に加入していただくことになりますが、次の要件に該当する場合、健康保険（公立学校共済組合）及び一般厚生年金（日本年金機構）が適用されます。<参考>社会保険の適用範囲の拡大（令和４年９月２日公立阪第288号抜粋）　※令和４年10月１日以降の公立学校共済組合の加入要件は、社会保険と同様です。

|  |  |
| --- | --- |
| 労働時間 | 週の所定労働時間が20時間以上 |
| 賃金 | 月額88,000円以上 |
| 勤務期間 | 継続して2ヶ月超の雇用見込み |
| 適用除外 | 学生でないこと（ただし、休学中、定時制、通信制等は適用） |

【雇用保険】　雇用時に定めた１週間の勤務時間が平均20時間以上で、31日以上の任用期間がある場合、適用となります。 |
| 災害補償 | 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによります。 |
| 服務 | 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。 |
| 任命権者 | 大阪府教育委員会 |

＊なお、具体的な勤務条件については、任用時の勤務条件明示書により確認してください。

＊勤務時間が事業場を異にする労働時間と通算して法定労働時間を超過するときは、事実確認のうえ、勤務時間の変更等を行う場合があります。

＊標記の勤務条件等は令和７年４月１日現在の内容です。今後変更される場合があります。

その詳細については地方自治法及び地方公務員法並びに職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、職員の分限に関する条例、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、大阪府立学校一般職非常勤職員就業等規則(平成31年大阪府教育委員会規則第21号)等の関係法令により定められていますので、大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課に確認してください。

　**３　申込の方法**

**【受付窓口及び郵送先】**

**〒540-8570 大阪市中央区大手前２丁目**

**大阪府教育庁　教育振興室　支援教育課　（大阪府庁別館６階）**

**電話**06-6941-0618

最寄り駅 　Osaka Metro谷町線・京阪「天満橋駅」３番出口から約400ｍ

　　 　 Osaka Metro谷町線・中央線「谷町四丁目駅」１Ａ番出口から約270ｍ

**大手前２**

【申込書の入手方法】

（１）ホームページからタﾞウンロｰトされる場合は、次のURLより取得してください。

 　　URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/o180060/shienkyoiku/bosyu_kangoshi/r5_kangoshi.html>

（「大阪府立支援学校看護師希望者登録について」ＨＰ）

（２）郵送による請求の場合は、宛先を明記した返信用封筒（１１０円切手を貼付、定形郵便用）を同封の

うえ、窓口あてに請求してください。

（送付用封筒の表に、赤字で、「請求　大阪府立支援学校看護師希望者登録申込」と記入）

　＊申込書送付に関し連絡が必要な場合がありますので、連絡先（電話番号、名前）を記入した書面を同封してください。

（３）窓口での配布を希望される場合は上記窓口へお越しください。

【申込にあたって】

（１）登録有効期間は登録を解除する日までとなります。解除を希望される場合はご連絡願います。

（２）登録は通年可能です。年間を通じて随時対応しています。

（３）写真の貼付もれ、返信用切手の貼付もれにご留意ください。

（３）申込みに必要な書類は次の2点です。

①「大阪府立支援学校看護師希望登録者登録申込書」

②「大阪府立支援学校看護師希望者登録票」

【申込書の受付】

（１）次のいずれかの方法により受け付けます。

① 郵送

・送付用封筒に１１０円切手を貼付し、宛先を明記した返信用封筒（１１０円切手を貼付、定形郵便用）を同封のうえ、送付してください。

（送付用封筒の表に、赤字で、「大阪府立支援学校看護師希望者登録申込書在中」と記入）

　　　　・登録手続き完了後、「大阪府立支援学校看護師希望者登録票」を送付します。

② 窓口に持参

受付時間は午前９時３０分から１２時１５分まで、午後１時から５時30分までです。

ただし週休日・休日は除きます。

　**４　任用等**

（１）府立支援学校のうち、勤務希望校での面接選考を経て、任用となります。学校の必要に応じて任用されるため、登録者すべてが任用されるものではありません。必要が生じた際には各府立支援学校の校長・准校長等から連絡させていただきます。

（２）登録が完了した際に配付する「大阪府立支援学校看護師希望者登録票」は任用の際に必要となりますので、大切に保管してください。

（３）登録された内容は、支援教育課で管理し、必要に応じて府立支援学校の管理職が閲覧しますが、それ以外には使用しません。

（４）登録を取り消される場合や登録内容に変更が生じた場合は、支援教育課までご連絡ください。

《連絡先》　大阪府教育庁　教育振興室　支援教育課　　06-6941-0618